

## 県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和6年12月11日(水)  
午前10時00分開会  
午後1時00分閉会

II 場 所 第2委員会室

### III 出席委員

委員 長	安達 孝彦
副委員 長	鍋嶋 慎一郎
委 員	寺口 智之
〃	川島 国
〃	山崎 宗良
〃	宮本 光明
〃	中川 忠昭
〃	菅沢 裕明

### IV 出席説明者

農林水産部

農林水産部長	津田 康志
理事・農林水産部次長	五十嵐 司
農林水産部次長	山下 大樹
農林水産部参事	山森 主税
農林水産部参事	雄川 洋子
農林水産企画課長	横山 正行
市場戦略推進課長	伴 義人
農産食品課長	吉島 利則
農業経営課長	岡田 洋一
農業技術課長	大田 幸夫
農村整備課長	桶谷 祐二
農村振興課長	上島 克幸

参事・森林政策課長 松井 伸彦  
水産漁港課長 地崎 真史  
農林水産企画課課長（企画担当）  
林 保則  
農業経営課課長（団体指導検査担当）  
杉野 寛之  
農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当）  
山崎 一浩  
農業技術課課長（畜産振興担当）  
後藤 利隆  
農村振興課課長（中山間農業振興担当）  
國分 義幸  
森林政策課課長（森林整備担当）  
洲崎 吉昭  
森林政策課課長（森づくり推進担当）  
滝口 明信  
水産漁港課課長（水産担当）  
前田 経雄

土木部

土木部長 金谷 英明  
土木部次長 山下 章子  
土木部次長 川上 孝裕  
参事・管理課長 中村 久征  
建設技術企画課長 石井 雅  
道路課長 山中 久生  
参事・河川課長 森田 仁  
参事・砂防課長 林 真一郎  
港湾課長 木本 彰一  
都市計画課長 根上 幹雄  
参事・建築住宅課長 大西 哲憲

参事・営繕課長 福富 基之

河川課課長（開発担当）

若林 修

都市計画課課長（下水道担当）

碓井 尚登

都市計画課課長（新幹線・駅周辺整備担当）

竹内 敏博

建築住宅課課長（住みよいまちづくり担当）

米澤浩太郎

企業局

企業局長 牧野 裕亮

企業局次長 青島 健

企業局次長・水道課長

山田 晃

参事・経営管理課長 蓑口 正浩

参事・電気課長 森田 智之

電気課課長（新エネルギー開発担当）

大野 憲保

水道課課長（機能維持推進担当）

澤田 博

## V 会議に付した事件

- 1 11月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

## VI 議事の経過概要

- 1 11月定例会付託案件の審査

### (1) 説明事項

津田農林水産部長

・ 11月定例会追加付議案件について  
金谷土木部長

・ 11月定例会追加付議案件について  
牧野企業局長

・ 11月定例会追加付議案件について

## (2) 質疑・応答

**安達委員長** 本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件はお配りしてある議案付託表のとおりであります。

これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようでありますので、質疑なしと認めます。

## (3) 討論

**安達委員長** これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

## (4) 採決

**安達委員長** これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第131号令和6年度富山県一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会所管分ほか18件及び報告第19号地方自治法第179条による専決処分の件のうち本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**安達委員長** 挙手全員であります。

よって、議案第131号ほか18件及び報告第19号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

## 2 請願・陳情の審査

**安達委員長** 次に、請願・陳情の審査に入りますが、今回は

いずれも付託されておられませんので、御了承願います。

### 3 閉会中継続審査事件の申し出について

安達委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安達委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出ることと決定いたしました。

### 4 県土整備農林水産行政当面の諸問題について

#### (1) 報告事項

吉島農産食品課長

- ・令和6年度サンドボックス予算の執行状況について
- 森田参事・河川課長
- ・松川災害復旧工事について
- 米澤建築住宅課課長（住みよいまちづくり担当）
- ・盛土規制法に基づく規制区域案について

#### (2) 質疑・応答

寺口委員

- ・クロマグロの漁獲枠拡大による県水産業への影響について
- ・不漁に終わった今季のシロエビ漁について
- ・水産資源の持続的な利用について

川島委員

- ・骨材確保へ向けての取組みについて
- ・県産材の活用について

中川委員

- ・骨材の確保について

- ・ 国営農地再編整備事業「水橋地区」について
- ・ 農業経営体について
- ・ 人口未来構想について

菅沢委員

- ・ 液状化対策について

鍋嶋委員

- ・ 大豆「えんれいのそら」について
- ・ 有機JASの取得について

**安達委員長** ただいまの報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

**寺口委員** 今回マグロのことを質問させていただきたいと思います。11月に委員会の視察で、石垣島のヤエスイ合同会社というところを見てきました。富山県とはかなり違っておりますが、7つの漁業体が共同して出荷調整やブランディングに取り組んでいて、農林水産業全般において、今後、人手不足の中では、そういったブランディングなどを協力して一体的にやっていくことが必要になるんだなということも勉強しました。このマグロ、沖縄県では非常にたくさん取れていて大きな産業になっていますが、富山県においても取れるわけです。

先日、新聞でマグロの漁獲枠が拡大されると出ておりましたので、まず、富山県のマグロの漁獲枠及び漁獲量の推移について、前田水産漁港課課長に伺いたいと思います。

**前田水産漁港課課長** クロマグロの漁獲可能量、いわゆる漁獲枠につきましましては、30キロ未満の小型魚と30キロ以上の大型魚ごとに、年度当初にそれぞれ一定の数量が国から県へ配分され、その後、国の留保分等から追加配分されています。なお、本県の場合、クロマグロ漁獲量の9割以上が30キロ未満の小型魚であるため、小型魚の漁獲枠が実質的

な制約となっています。

本県の小型魚の漁獲枠の近年の状況を見ますと、今年度を含め過去3か年の当初の配分数量は98.5トンであり、追加分を加えた最終の漁獲枠は120トン台で推移しています。

また、大型魚の最終の漁獲枠は約17トンで推移していますが、漁獲実績は10トン前後と枠の消化がされていない状況にあります。

県沿岸でのクロマグロを含むマグロ類の直近5年間の漁獲量は、令和元年度が68.5トンと比較的少なかったのですが、令和2年度から令和5年度までの直近4年間ではおおむね110トン前後で推移しており、このうちクロマグロが約98%とほとんどを占めています。

こうした漁獲量の推移は、定置網に入った数量ではなく、漁業者が漁獲枠を超過しないよう一旦網に入ったクロマグロの放流などに取り組んだ結果の漁獲量であると考えています。

**寺口委員** この漁獲枠に関しましては、中西部太平洋まぐろ類委員会が毎年会議をして決めており、今回、資源が十分にあるだろうということで増えることになったのかなと推測されるところなんですけれども、日本全体において今ほど御説明いただいた大型魚、要は30キロ以上のものが1.5倍、小型魚は1.1倍に増やすということの水産庁で公表されたこと。これは昨日の新聞にも出ておったはずであります。漁獲枠が拡大されたことへの富山県の対応について伺いたいと思います。

**前田水産漁港課課長** 本県で主力となる定置漁業は、漁獲する魚種を選べないという特性があり、その特性から生じる放流など、漁獲抑制に係る漁業者の負担を軽減するため、県ではこれまで認められてこなかった小型魚の増枠に向けた交渉の加速化について、国に強く要望してきており、今

年6月にも安達委員長、鍋嶋副委員長に直接水産庁で要望いただいたところです。

そうした中、今ほど委員御紹介のとおり、中西部太平洋まぐろ類委員会の年次会合において、大型魚を1.5倍、小型魚を1.1倍に増やすことで最終合意されたことは、本県にとっては一歩前進したものと評価しています。

この国の増枠を受け、一昨日、水産庁から来年度の富山県への配分数量案が公表されており、小型魚が前年から12.3トン増の110.8トン、大型魚が15.3トン増の30.5トンが示されたところです。

この総枠については、今後、海区漁業調整委員会の意見も踏まえ、漁協等に配分することになります。県としましては、小型魚の枠が増えたことにより、定置網に入ったクロマグロの放流などの負担が軽減されるものと考えていますが、今後ともさらなる増枠に向け国に働きかけてまいります。

**寺口委員** 一回整理しますが、富山県の水揚げは小型魚が多いので小型魚を増枠したかったんですが、小型魚は112%で、大型魚は200%に枠が増えた。大型魚は去年は枠に達していませんでしたが枠が大きくなって、小型魚のほうは増えたけれども、ちょっとだったということです。今、御要望もいただいているということで、今後もしっかりと進めていただきたいんですけども、漁師さんたちが魚を取っても、網にかかっても、沖合で逃がさざるを得ないところややっぱり問題なんです。せっかく取った魚を捨てざるを得ない状況になっている。ましてやマグロはスピードを持って泳いでいる魚ですから、網に一度入ってしまうと蘇生せず死んでしまうことが多い中で、資源的にも本当にもったいないことになっているところが課題だと思っております。

資源管理は非常にいいことなのであると思いますけれども、やっぱり売ればお金になるはずのものが無駄になっている現状がありますので、ぜひその辺はしっかりと要望もしていただきながら、富山県にとって何がいいか、漁師さんにとって何がいいかということを考えて、進めていただきたいと思います。

そして、遊漁、釣りにおける話なんですけれども、このクロマグロの規制が令和3年から急に、釣り人にとっては今まで規制がない中で、初めてこういった規制が設けられたと。それが非常に厳しいものであったことに不満の声が上がっているわけですが、どのように対応していかれるのか、前田水産漁港課課長に伺いたいと思います。

**前田水産漁港課課長** クロマグロに関する規制につきましては、平成30年から漁業者に対し、大変厳しい資源管理が実施されていますが、資源管理の実効性を確保するため、令和3年6月から、遊漁につきましても一定の管理を行う国の広域漁業調整委員会指示が発出されています。

具体的には、30キロ未満の小型魚の採捕を禁止するとともに、大型魚については全国で20トンの採捕可能数量を設定し、また、採捕海域や重量などの報告義務も設けられました。令和4年6月からは、採捕規制として1人1日1尾までとされるとともに、採捕可能数量が20トンから40トンに増枠されたところです。

現在、この40トンの採捕可能数量については、1年のうち7つの期間に分割して管理されていますが、全国での数量ということもあり、各期間の開始から数日で採捕可能数量の上限に達し、実質的に採捕できる期間が限られているという状況にあります。

県としましては、クロマグロ資源は回復基調にあるものの、まだまだ途上であるため、資源管理の趣旨を遊漁者の

方に十分理解してもらおうことが重要と考えており、資源保護の必要性や規制の内容を記載したポスターやチラシを遊漁船業者やマリーナ、釣具店等に配布するとともに、取締船による巡視時にも遊漁者に直接チラシを手渡すなど周知に努めており、今後ともそうした取組を通して理解を求めてまいりたいと考えています。

**寺口委員** 大型マグロのみ採捕可能になったということと、最初20トンだったのが40トンになったのはいいことなんですけれども、今ほど7つの期間に分割して決められておるといふ数量は、例えば今年の数字を聞いておきますと、たしか6月で7トンとっていいよとか、7月も7トンとっていいよとなるんですけれども、本当に3日、4日でその枠に達してしまって、もう釣りに出てはいけませんということになるんですね。

そうすると、マグロを釣りにわざわざ長野県や岐阜県からかなりの方が来て、遊漁船で釣るんですけれども、すぐにもう出てはいけませんということになるのでうまく釣れない。やっぱりわざわざ富山県へたくさんの人たちに来ていただいておる中で、釣りが規制されてしまっていて、非常にもったいないなと思っております。

せっかく富山県の漁獲枠が大きくなり、大型マグロの水揚げがそれに達していないのであれば、例えば釣りに振り分けることができないものかと思ったりするんですけれども、それは全国一律の規制であるため難しいと。例えば、沖縄で釣りが盛んでたくさん釣れて、富山湾では釣っていなかったとしても、7トンに達したからこれ以上は釣ってはいけないとなってしまうところもありますので、本県のマグロ釣りを活性化できるような仕組みになるように、県としてもう少し働きかけて、県ごとに採捕可能数量を分けてもらうことなどができないものかと思うのですけ

れども、一度御見解をお願いします。

**前田水産漁港課課長** 先ほどもお伝えしましたように、クロマグロの遊漁に関しましては、国の広域漁業調整委員会指示で規制がかかっております。

その委員会におきまして、新たに、くろまぐろ遊漁専門部会が設けられまして、遊漁の全国の代表の方も来られて、これから遊漁の枠組みづくりをしていくと聞いておりますので、今後全国レベルで遊漁に関する議論が進み、仕組みづくりが整えられていくと理解しております。

**寺口委員** そういう声を上げる団体とか、組織があまりないことも課題なのかなと思いますが、できるだけ遊漁、釣りをする人たちの声も聞いて、いい循環が生まれるような仕組みをつくっていただければと思います。

次に、不漁に終わった今季のシロエビ漁についてであります。

今年の富山県のシロエビ漁が11月いっぱいでも終わりましたが、漁獲量が前年比マイナス65%ということで、記録がある中で最小であったと。不漁になった要因についてどのように分析していらっしゃるのか、前田水産漁港課課長に伺います。

**前田水産漁港課課長** 今ほども御紹介いただいたように、今漁期のシロエビの漁獲量は193トンで、記録のある1985年以降では最も少ない漁獲量となりました。

シロエビの漁場は、神通川と庄川、小矢部川のそれぞれの河口沖の海底谷に形成されていますが、今年1月と今月2日に海上保安庁が発表しましたとおり、それぞれの海域で大規模な海底地すべりが発生した痕跡が確認されております。

また、水産研究所が5月に実施した富山湾全域での底質調査では、海底の泥の有機汚濁の指標値において、生息環

境として不適となる地点が増加しており、その前後に実施した幼生の調査結果、また漁獲の状況から、漁場付近でシロエビの分布量が減少したと推測しているところです。

こうした状況から、水産研究所の分析によりますと、不漁となった要因としては、海底地すべりにより海底谷の斜面が崩落し、海水中の濁りの発生に伴い溶存酸素濃度が低下したことで、この濁りや低酸素を避けて、シロエビが逃避または減耗した可能性があると考えています。

**寺口委員** 地震の影響が大きいんだらうなというのは誰もが考える部分なんだらうと思いますし、研究所のほうでデータも少しずつ出ておるんだらうと思います。

私、11月の頭に岩瀬のシロエビ漁船に乗せていただいたんですけれども、シロエビって水深200メートルの海底におるのかなと思っていたら、中層ぐらまで浮いて泳いでいると。カニは、地すべりで埋まってしまっ取れなくなった部分はあるかなと思うんですけれども。シロエビを魚探で発見して、そこに合わせて網を入れて取るということで、魚探を見ると、ベルトみたいな感じでずっと映っておるんですね。ただ、その量が少なくなっているというのは、今ほどおっしゃったように酸素濃度が悪いとか、そういったことで。

ただ、漁師さんがおっしゃっていたんですけれども、死んでおらず、どこかに逃げていると思うんだよねと。先ほど逃避と言われましたが、また戻ってくればいいのかと期待じゃないですけれどもと思いますが、何せ今、新湊と岩瀬の漁場では、65%取れていないという現実でありまして、やっぱり戻ってくるのが二、三年ほどかかるんじゃないかなと思います。

資源管理をしながら、今後ずっと続けていけるのが一番いいのだらうと思うのですけれども、この資源管理にどう

取り組んでいかれるのか、またその分、二、三年、漁師の方や加工業者の方たちの収入がなくなる、収入が減ると生活に支障が出てしまうという部分において、補償についてはどういう現状にあるのか、今後どう取り組まれるのかを教えてください。

**前田水産漁港課課長** 水産研究所では、今後のシロエビの資源量の目安となる幼生について、プランクトンネットを用いた採集調査を5月から11月にかけて神通川と庄川、小矢部川沖の海底谷において実施したところ、いずれの海域においても幼生の分布密度の低下が確認されました。

シロエビの幼生は、成長して二、三年後に漁獲対象となることから、資源が地震前の水準に戻るためには同程度の期間を要する可能性があると考えています。

シロエビ漁業者は、従来からシロエビの資源管理に対する意識が高く、例えば今年5月には漁獲状況の悪化を受けて休漁を実施したり、資源の状況に応じて1日当たりの網を曳く回数を制限するなど、自主的な資源管理に取り組んでいます。

県では、引き続き幼生の採集調査を定期的実施し、幼生の分布密度や資源の回復状況などについて随時漁業者へ情報提供するとともに、必要に応じて過度の漁獲とならないよう資源管理を指導してまいりたいと考えております。

なお、漁業者や水産加工業者の収入補償につきましては、漁業者に対しては漁業共済制度による減収補填、水産加工業者に対しては水産加工業経営安定資金による制度融資などがあることから、水産関係の皆様には必要に応じてこうした支援も活用いただき、経営を維持していただきたいと考えております。

**寺口委員** シロエビの漁師さんたちは、本当に富山県の水産業の中でも、一番資源管理に気を遣っていらっしゃる方々

だと思っています。その人たちが自分たちで漁を休んでみたりされておるのは非常にいいことなんだろうと思います。

漁業共済などで事業の継続がしっかり図られればいいのですが、やっぱり加工業者の方たちが少し心配になります。農林水産部、水産漁港課はちょっとまたジャンルが違うかもしれませんが、制度融資などの情報を確実に伝えていただき、その方たちもシロエビがどう取れていくかという状況を知りたいのではないかと思いますので、情報を開示していただきながら、産業としても継続できるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、水産資源の持続的な利用についてです。

先日、新たな富山県水産業振興計画ということで、令和6年から13年までの概要が公表されましたが、そのことについて2問伺わせてください。

水産資源の持続的な利用ということで、前からいろいろとウニによる磯焼けの話などをさせていただいておりますが、藻場の保全が、今、必要になってきていると思います。

それから、海底耕うんの話は今回初めて計画に文字として入れていただいたのかなと思いますけれども、今後どのように進めていかれるのか伺いたいと思います。

**前田水産漁港課課長** 藻場は、海洋生物の産卵場や稚魚の生育場、アワビ等の餌場となるなど、水産資源の増殖に大切な役割を果たしています。

県では、令和3年度からテングサなど海藻の藻場を新たに造成する技術開発を進めており、種つけロープの設置による藻場造成手法の実証などで一定の成果が得られているところです。

また、海底耕うんにつきましては、海底に蓄積したリンや窒素等の栄養塩類の拡散や生物の生息環境の改善を促し、漁獲量の増大を図るものです。

県内では、くろべ漁協所属の漁業者がヒラメ等の生息環境の改善を図ることを目的として平成29年頃から実施していますが、令和2年度の水産研究所の調査では、海底耕うんの前後による科学的に有意な改善は認められなかったところではあります。

なお、今年度は泊漁協でも、地震の影響で海底に堆積したがれき等の回収を目的に海底耕うんが実施されております。

県としましては、今後とも地域による藻場の再生などの取組を支援したいと考えています。

また、海底耕うんにつきましては、海底までの水深や時期、頻度等により効果が異なることが想定され、現段階では具体的な手法は確立されておられません。他県の事例も参考に、その効果について研究するとともに、漁業者自らが取組めるよう、情報提供や効果の検証などの面で支援してまいりたいと考えています。

**寺口委員** 藻場の保全はしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。海底耕うんに関しましては、富山県ではまだ少ないのかなと思っておりますけれども、船の後ろにじゃらじゃらとした鎖のようなものをつけて耕すことによって、太陽の光を当てるものです。急深になっていく富山湾だと効果は少し薄いのかなというのは確かに想像できるんですけども、他県においての取組はしっかりとありますので、ぜひとも研究しながら進めていただきたいなと思っております。

そういった震災の影響ですとか、資源管理の話をもろもろさせていただいております中で、今後、この環境というのは、やっぱり非常に注視していくべきところなんだろうと。温暖化によって、魚種がすごく変わっていったり、水の質も日々変化しておると思っております。

それで、今、水がきれいになり過ぎているんじゃないか

ということが一つありまして、今ほどおっしゃいました窒素やリンの話、海の栄養素、栄養塩と言ったりするんですけれども、それが不足して魚が住みづらくなっているんじゃないかという報告があります。そういったこともあるかなと思うのですけれども、今後、資源管理を含めまして、環境整備をどのようにしていかれるのか伺いたいと思います。

**前田水産漁港課課長** 水産研究所では、今回の地震による漁場環境や水産資源への影響を調査するため、湾内の硫化物を調べる底質調査や、先ほど御紹介しましたプランクトンネットを用いたシロエビ幼生の調査のほか、ベニズワイガニの生息数や大きさ等の調査を実施しております。

底質調査では、硫化物において、生物の生息環境に不適となる値を示す地点が地震前に比べて増加しております。また、ベニズワイガニでは、海域により個体数の減少が確認されました。

今後もし引き続き、漁場環境やシロエビ、ベニズワイガニの資源調査を実施することとしております。

このほか、水産研究所では、毎月沿岸域の有機物や溶存酸素等を調べる水質調査や年2回の底質調査のほか、海藻等の生育調査、ヒラメ等の沿岸魚やブリ、ホタルイカ等の回遊魚の資源調査も実施しており、漁獲予測や不漁要因の分析等に活用されているところです。

**寺口委員** 調査しながら、そのデータを逐一見ていただきたいと思います。

この窒素やリンの数値は、一応出ておることなのでしょう。すみません、そこだけ。

**前田水産漁港課課長** 水産研究所の調査におきましては、窒素やリンといった栄養塩につきましては、5年ごとに実施しております富山湾漁場環境総合調査の中の調査項目の一

つとなっております。

**寺口委員** その数値は、瀬戸内とかの話聞いておると、ほんのちょっとしたことで、魚の住みやすさ、住みづらさが大分変わるそうですので、私もまた勉強したいと思いきれども、しっかりと数値を見ながら進めていただきたいと思いきいます。

**川島委員** 私からは、本定例会において、本会議や予算特別委員会でも議論のあった課題、項目を少し深掘りして議論できればという思いで質問をさせていただきます。

質問に入る前に、一言申し上げたいのですが、今月10日から16日まで、北朝鮮による人権侵害問題の啓発週間ということで、部長、局長にはブルーリボンバッジもしていただきまして、ありがとうございます。

先日、初めて曾我ひとみさんが来県されまして、22年間の北朝鮮での壮絶な生活を赤裸々に語っていただきました。我々富山県の地方議員、超党派で組織する議員連盟では、初めて県内の中学生、高校生に向けた漫画調のパンフレットを制作し、総合学習の教材で使ってほしいということで全校配布しております。

この週間も通じて、幹部の皆様にもブルーリボンバッジをつけていただきまして、ぜひ拉致問題を風化させないように御協力、御尽力いただければとお願いしたいと思いきいます。

それでは、質問に入ります。骨材確保についてであります。これは予算特別委員会でも永森委員が、向こう10年で枯渇してしまうかもしれないという危機感を持って質問をされたところですが、毎年、骨材業界からこの要望を受けておりまして、その危機感は年々増していております。

全国で同じような問題を抱えており、それこそ環境コストもどんどん高まる中、今ほど報告のあった盛土の規制に

も関連して、埋め戻しにも恐らくは大変な制約がかかってくるのかなど。業界自体も高齢化で人が少なくなり、そしてどんどん砂利がとれなくなるという現状で、日々危機感が増していることを感じております。

そういった中で、公共事業をしていくにあたって、やはり中長期的にコンクリート、骨材を確保していくということは、県としても非常に大事なことであります。建設業界の研究機関からは、もっと一体的、広域的に、県境を越えて需給計画をしっかりと捉えて骨材を確保していくべきじゃないかということで、全国的な需給情報共有組織を組織していく中にあります。

骨材ではありませんが、青森県では、国交省、県、市町村が連携して、県道、市道、国道にかかわらず、一体で除雪体制の構築を図っていこうと取り組んでおられるということも仄聞しております。地方自治ということはありませんけれども、今後いろいろな行政事務で、自治体、市町村の枠を超えて、兼ねられる部分は兼ねていこうという時代に入っていくのかなど思っております。

そういった観点から、まず、この骨材確保については、県域を越えた地域別需給均衡の努力を推進していくべきであらうかと思いますが、県単位を越えた需給圏レベルの需給計画、供給動向、そして河川改修計画等に関する情報交換の場として、関係都道府県や業者等からなる広域の連絡会議を設置していくべきと考えますが、石井建設技術企画課長の見解をお願いいたします。

**石井建設技術企画課長** 骨材は、コンクリートやアスファルトなどの材料として、能登半島地震の早期の復旧、また公共インフラの整備に欠かすことのできない資源であり、将来にわたり骨材が確保され、その供給が維持されることが大切と考えております。

骨材等の主要建設資材の需給状況につきましては、現況や今後の公共事業、災害復旧等の見通しを踏まえ、1を緩和、5を逼迫とする5段階で数値化しまして、毎月国土交通省から公表されているところです。

それによりますと、骨材の需給状況は、本年11月現在が最新値ですが、富山県では3.2、新潟県では3.1、石川県では2.8となっておりまして、均衡とする3.0をおおむね保っている状況でございます。

委員から御提案がございました広域の連絡会議ですが、現在、北陸地方整備局管内におきまして、建設資材対策北陸地方連絡会が設置されております。この連絡会は、国・県などの発注機関、建設業協会、資材業者団体に構成されておりまして、建設資材などの需給見通しなどについて、毎年情報交換を行うとともに、毎月情報を共有しておるところです。

県としましては、引き続きこの連絡会を通じまして、骨材をはじめとする建設資材の需給状況の把握に努めてまいります。

**川島委員** 需給状況も捉えながらやっておられるということではありますが、今年元旦の能登半島地震のように、突発的な被災がありますと、やっぱり需給計画が大きく変わってくると。聞くところによると、能登のほうの復旧事業の際にコンクリートがどんどん必要になってくるということもありますので、ふだんからしっかりと、広域的に、骨材確保を念頭に置いておくことは大事ですので、ぜひ引き続きそういう観点を持って取り組んでいただければと思います。

2点目ではありますが、昨年、我々政調会で利賀ダムの本体工事の視察に参りました際に、国交省の担当の方から、土砂が山のようにあるので骨材として県内に活用できないかという御意見がありました。ぜひ相談してほしいという

ことでありましたので、骨材確保のための利賀ダム工事における砂利利用についてどのようになっているのか、若林河川課課長にお願いいたします。

**若林河川課課長** 利賀ダム建設事業では、利賀トンネルやダム本体工事などの掘削によりまして約260万立方メートルの岩石や土砂が発生し、そのうち岩石など骨材に利用可能なものにつきましては、利賀トンネルの掘削がある程度進んだ実績から約45万立方メートルと見込まれております。

この岩石につきましては、ダム本体工事のコスト縮減を図るため、本体コンクリートに必要となります約45万立方メートルの骨材として利用する計画としており、現在、ダムの上流域に仮置きされているところです。

利賀ダム建設事業におきましては、今年度からダム本体工事の掘削に着手したところでごさいます、県といたしましては、引き続き発生する岩石や土砂が有効に利用されるよう情報収集に努めてまいります。

**川島委員** 45万立方メートル、そのまま利賀ダムの事業に充てるということでもあります。今後継続的に余ってくるのかどうか分かりませんが、こちら側からしっかり国交省に対して、骨材が非常に不足しておるんだと、ぜひ活用させてほしいという働きかけは継続しながら、富山県の骨材不足というものをしっかりと国に伝えていくことも大事でありますので、よろしく願います。

3点目ではありますが、いろいろ調べてみますと、例えば今の、コンクリート片を再利用して骨材に充てたりとか、全国的には、農水ダムとかいろいろダムはありますけれども、その堆積した砂利、土砂について、骨材への利用を図るとか、いろんなプロジェクトといたしまししょうか、骨材確保の取組がなされております。

特に河川事業などいろんな事業がある中で、そういった

事業とタイアップしたプロジェクト付随型の中規模供給事業の実施を進めていく都道府県も出ておりました、先ほど申しましたダムの堆積土砂の利用であったり、コンクリート塊の再利用であったり、様々な骨材確保の手法が考えられると思いますが、現状、本県においてはどのような研究がなされており、今後どのような取組を進めていこうと考えておられるのか、石井建設技術企画課長にお願いいたします。

**石井建設技術企画課長** 現在、県内におけます骨材は陸砂利及び河川砂利からなっております。陸砂利につきましては、採取する場所に限りがあることから、砂利採取を行う関係団体に対しまして、全国的に進んでおります山砕石への転換を検討いただくようお願いしているところです。

また、河川砂利につきましては、これまでも河川の維持管理、河川工事に支障がない範囲内で砂利採取業者による採取を認め、骨材として活用されております。

一方で、ダム堆積土砂につきましては、ダムの機能に支障がない範囲内で採取は可能ですけれども、草の根や流木などの除去に費用がかかるなどの課題があると聞いておるところです。

このほか、新しい骨材への取組としましては、先ほど申しました陸砂利などの新材の利用を少しでも減らすという観点から、下水処理施設で発生しております廃棄物から製造した溶融スラグや、製鉄時に発生しますスラグを骨材として、一部コンクリート二次製品や路盤材に活用しております。

また、委員からもお話のありました、解体工事や土木工事で発生しますコンクリート殻は、破砕して再生砕石として全て路盤材やアスファルト材料の骨材として再利用をしておるところです。

県といたしましては、山砕石への転換を始め、骨材に利用可能な資材がないか、引き続き砂利採取を行う関係団体とも意見交換を行ってまいりたいと思っております。

**川島委員** どんな確保ができるのか、引き続きいろいろ研究をお願いしたいと思います。そして、特に山砕石、保安林、なかなかハードルが高いということで、ここは農林水産部と一体となって、津田部長、またしっかりと骨材の確保をよろしくお願いします。

続きまして、県産材の活用についてお伺いしたいと思えます。先般、予算特別委員会では山崎委員から、今年新しくできた森林・林業振興計画についての問がありまして、間伐から主伐へ大きくそのかじを切っていく、そして県民の多くが山づくりに関わっていくということを掲げられた、そういった振興計画だと捉えております。

そういう中で、県産材の活用も、令和5年度の10万5,000立方メートルから13年度には16万立方メートルまで伸ばしていこうという意欲的な計画だと思えますので、その点をちょっとお聞かせ願いたいなと思えます。

先般、我々、委員会で石垣島に行ってみりました。石垣市役所を訪問しまして驚いたのが、岩礁とか石の文化だろうなと思っていましたら、壁面からベンチから手すりから、ほぼほぼ県産材が活用されておりました。これは誰が設計されたんだろうなと思ったら、やっぱり隈研吾さんでありましたが、非常に温かみのある、お金もかけられた、すばらしい市役所でありました。

それを見た中でやっぱり感じたのが、公共施設にはなかなか規格に合わない、基礎などの柱の規格に合わないのは分かるんですけども、装飾材としての県産材の活用というのは非常に大きく図れるなということを感じました。

物価高騰や資材高騰が続く中で、上乘せして建設物への

県産材の利活用はなかなか図りにくい現状であろうかなと  
考えますが、それでもやっぱり、それこそ主伐を進めてい  
く県産材の活用を図っていくために、まず需要を拡大し、  
供給体制も拡大していかなければならないと思います。

県産材の需要と供給の過去5年間の推移と併せて、県産  
材の需要及び供給拡大への取組状況と課題、そして今後の  
取組について、松井森林政策課長にお伺いいたします。

**松井森林政策課長** 県内の木材需要につきましては、新設住  
宅着工戸数が、平成30年には6,402戸だったんですが、長  
引く物価高や資材高騰などから徐々に減少しておりまして、  
令和4年度には5,478戸、令和5年度には過去最低の5,034  
戸と減少に歯止めがかからない状況となってきました。

そうした中、県産材の柱など製材用の需給量の過去5年  
間の推移は、平成30年、2万6,000立方メートル、直近の  
令和4年には3万2,000立方メートルと、ウッドショック  
やコロナなどの影響もございまして、外材からの代替需要  
は増加してきているという状況です。

しかしながら、今後もこうした住宅分野での木材利用の  
減少が見込まれる中、これまで木造化、木質化があまり進  
んでいない民間建築物、店舗などの非住宅分野での木材利  
用を推進するため、昨年8月、富山県ウッド・チェンジ協  
議会を設置したところです。

この協議会におきましては、民間事業者1,000社にアン  
ケートを実施し、民間建築物への木材利用に対する課題の  
洗い出しを行っております。今年度は、その中で一番懸念  
の多かった木材の耐火への不安を取り除くための取組とし  
まして、木造建築物の防・耐火に関するパンフレット等を  
作成して、木材利用の普及啓発に取り組んでいるところで  
す。

また、公共建築物につきましては、令和3年度には滑川

市の公民館、昨年には県の有峰庁舎、氷見市のこども園などで県産材の活用が進んでいるところです。また昨年は2件、そして今年も今月下旬に1件、民間事業者と建築物への県産材利用に関する協定を締結することとしておりまして、これらの優良事例を広くPRしていきたいと思っております。

今後とも、委員からお話のございました大型施設等の県産材の活用も含めまして、林業・木材産業の関係者と連携して、県産材の需要拡大、安定供給に取り組んでまいりたいと思っております。

**川島委員** まさに、ウッド・チェンジ、大事だと思いますが、例えば土木部さんが頑張っておられるウェルビーイング住宅に装飾材として県産材を活用して、それこそ購買者がオリジナルに感じられる富山らしい住宅というのもひとつの手法でなかろうかとか、いろいろな県産材の活用の在り方があると思いますが、やっぱり森林政策課さんが、この県産材活用を図っていく企画の要だろうと思います。

課長、すみません、私、本来であれば富山県型のネームプレートをつけて、この質問をする予定でしたが、忘れてきてしまいました。このネームプレートは逸品でありまして、県外視察につけていくと、「すばらしいですね、富山県からですか」と非常に反応もいいし、「県産材ですね」と広く興味を持っていただけます。特に農林水産部さんは所管でありますので、ぜひ皆さんつけていただいで、できれば知事にもつけていただきたいと思いますが、私が言いたいのは、今いろいろな業界、特に伝統工芸、伝統産業業界で進化が垣間見られておりまして、例えば山中漆器さんと高岡のすずがコラボして一緒に器をつくったり、店舗をリニューアルするに当たってオリジナルの板をつけて、非常におしゃれな、オリジナルな改装をされたりとか、小物

やアクセサリーについても幅広く伝統工芸の新商品を開発していただいております。

県産材の小物やネームプレートも、どこで購入すればいいのかと聞かれたりすることもありますけれども、いろいろな意味で県産材の新商品開発は可能性があるのかなと思っております。住宅インテリアや店舗内装用商品であったり、アクセサリーであったり、そういった新商品を開発していくことで、身の回りのものを木に変えるウッド・チェンジ、そして、木を暮らしに取り入れるなどの取組を推進していく必要があると考えますが、松井森林政策課長の見解をお願いいたします。

**松井森林政策課長** 今ほど委員からも御提案のありました身の回りのものを木に変えるですとか、木を暮らしに取り入れる、さらには先ほど答弁させていただきました建築物を木造・木質化する、いわゆるウッド・チェンジの取組は、県産材の利用促進のみならず、木材利用を通じて持続可能な社会へとチェンジする取組であり、県といたしましても、毎年10月を「とやまの木づかい推進月間」と定めまして、富山駅でのPR活動ですとか、民間企業の方も参加いただき、木育フェアを開催して、推進してきているところです。

身の回りのものを木に変える取組ということで、委員からも御紹介がありました、この木製の名札は、知事にもTPOに応じて着用いただいております。

それをはじめとして、例えばとやま森の祭典の表彰状を県産材のスギでつくってみたりとか、今年度スタートいたしましたCO<sub>2</sub>吸収・固定量の認証式におきましては、認証書を県産スギ材と伝統工芸品であります五箇山和紙をサンドイッチみたいな形にして作成したり、小さな取組でございますが、御覧になった方々からは大変好評をいただいております。

県としても、今後もそういったアイデアを出しながら、しっかりとPRに努めてまいりたいと思っております。

また、県内の家具や建具、木彫りなどに携わっておられます30社54品目を掲載いたしました「とやまの木製品カタログ」をつくっております。県内で配布するとともに、今年は岐阜県の木育施設であります木遊館ですとか、全国的な木材イベントでありますWOODコレクションで、見本とともに県外でもPRしております。そういった取組も引き続き進めてまいりたいと思っております。

県防災危機管理センターの玄関には、伝統的な木工技術である組子が県産材で制作され、建物の顔として設置されております。こうした伝統的技法の活用も含めまして、先ほど紹介しましたカタログの中にも、井波彫刻ですとか、組子の製品等も含まれておりますけれども、身の回りのものから建築物の内装、そして装飾などにも県産材が積極的に使われますよう、木材関係者とも連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

**川島委員** 例えば庁内でコンテストなんかもしながらいろんなアイデアを拾って、ぜひウッド・チェンジを進めていただきたいと思いますが、差し当たり、金谷部長も津田部長も松井参事もネクタイピンをされておられますが、そこからウッド・チェンジしていただければ。できましたら私も購入したいと思っておりますので、ぜひ御検討をお願いします。

**中川委員** 自分の通告した質問の前に、今の川島委員の質問を聞いていて思ったんですが、骨材の確保についてです。

このことについては、これまで私も言ったことがありますし、自民党としても、組合からいろいろと要望があるわけです。要は、もう何年も言っているんですけども、需給見通しとか需給バランスが何とか均衡を保っているから、また、いろんな骨材を活用していけば大丈夫だろうという

ふうにはしか聞こえないんですよね。組合が骨材を将来にわたって確保することに困っている、心配しているということについて、実際どうなんですか。毎回こんなことを言っていると、やっぱり納得が得られないんじゃないかなと思うんですね。大丈夫なのか、大丈夫じゃないのか。大丈夫じゃなかったらどうすればいいのか。このあたりは石井課長、本当にどうなんですか。

我々も要望を受けて答えるときに、いつまでも同じことばかり言っていて前に進まないような気がする。組合が納得すればそれで終わっちゃうんだけど、これだけ要望が続いているということは解決に至っていないということなんですか。そのあたり、どういうふうに理解されているんですか。

**石井建設技術企画課長** 砂利採取関係団体とは年2回意見交換をしております、その中では、今の陸砂利では10年程度しかもたないという御意見もいただいております。そのため、県からは、全国でも進んでいる山碎石への転換はどうかと、お願いしたりしております。

骨材については、当面はあるんですけれども、将来的には減少してくることが見込まれますので、これから、そうした山碎石への転換などの話を進めていきたいと思っております。

**中川委員** 山碎石を確保する際は、保安林解除などのいろいろな手続が必要で、もちろん地権者や関係者もたくさんおられるわけです。そういうことが心配だから、早く解決する糸口をつかんでもらって、前に進めなければいけないという危機感があるわけです。早くルールに載せて進めていくことが大事じゃないのかなと私は思うんですね。

この前、国土交通省関係者の皆さん方にも話しておったんですが、先ほど来からも、この建設資材対策北陸地方連

絡会があって、国土交通省関係の仕事もある、県・市町村の仕事もあると、一体的になって資材需給の見通しについて情報交換を行っておられるということなんですが、国土交通省の関係者に聞いてみると、組合が骨材を将来にわたって確保することに困っていることがあまりよく伝わってこないねと。本当にそういうことであれば、山碎石の確保に向けて私たちも一緒になって努力を惜しまないということも聞いています。

組合は骨材確保が今一番困っていると、心配しているということなので、ぜひその道筋をしっかりと示していただいて、組合が要望しなくてもいいような状況をつくっていかねばいけないんじゃないかなと思うのですが、そのあたりについてどう思っておられるんですか。

**石井建設技術企画課長** お答えにならないかもしれませんがけれども、山碎石を採取する場所は保安林の指定が大多数です。保安林の指定を解除するということになりますと、森林法の規定では、その土地以外に適地があるかないか、また、解除面積が最低限、最小面積であるという条件を満たす必要があるとされております。

こういったことから、保安林解除をして山碎石としての土石を採取した事例は、本県を含めて全国にはないと伺っておりますので、保安林以外の区域において山碎石の採取ができないかを、今後考えていきたいなと思っております。

**中川委員** しかし、ダムなど大規模な工事のときには、どうしてもやむを得ない理由があって保安林解除に至った例はありますよ。だから、本当に骨材があるのかないのかが重要なんです。漠然と、県全体で需給調整がうまくいっているんだということではなくて。実際に調達するときには場所の問題もあるわけで、例えば西のほうにあって東のほうに

ない場合は運賃もかかるんです。そういったことを詰めないと、全体で何となくあるんじゃないのかというような状況では、それはやっぱり保安林解除に至らないと思うんですね。

県全体あるいは国土交通省も中に入って、地域ごとにその確保を本当に求めないといけないのかをしっかりと検証しない限り、それはあるか、ないかに尽きると思うんですね。ぜひ、部を挙げて、あるいは国土交通省なども含めて、どの地域で使う骨材がどれだけ不足しているから、ここの山砕石が必要なんだということを、しっかりと詰めてほしいと私は思うんです。そうしない限り、漠然と県全体で需給調整がうまくいっているんだということでは、なかなか理解を得られないと思うし、実際に工事を受け持った者は必死になってやらなければいけませんので、それを前に進めるためには、ぜひ今申しあげたことをやってほしいなと私は思うんです。

部長、本当にこんなことを毎年やっていてはいけません。やっぱり一つ一つ詰めていかないと。保安林解除をただやってくれと言っても規定もあるので、どうしても必要だということと言わない限りできないと思うんですよ。だから、砕石や再利用でまだ何とかやれるんじゃないかという漠然としたことじゃなくて、やっぱりそこは需給調整の見込みを踏まえてしっかりとした計画を立てた協議を、ぜひ両部でもしてもらいたいなと思います。

そうしない限り、僕らも骨材組合から毎回そんな要望を受けていて、漠然とした回答しかできない。我々からも県当局に申し上げると、こんなことしか言えないわけですよ。こういうことでは駄目だと思いますので、ぜひ、部長、そのあたりしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

**金谷土木部長** 骨材の確保についてお話をいただきました。

骨材は、もちろん大事な資源でありまして、それを確保していくことは、土木部だけではなく、インフラをつくっていく、あるいは直していく上でも欠かせないことだと思っております。

実際の確保に当たって、公共事業に関連して出てくるものは大いに使えばいいと思えますけれども、量は限られているだろうと。また、公共施設を造るという前提があれば、保安林解除も必要になるだろうと思っております。一体としてやることはある程度は可能だと思えますけれども、骨材を採るために公共事業をやるわけではないものですから、どうしてもそこにも限りがあると思っております。

一方で、従来のやり方だけでは、やっぱりなかなか難しいと思えます。全国的には山砕石に転換されているという話がございますが、実際に採りに行こうと思った際には、公共の敷地ではないわけですから、民間の方の御理解をいただいた上でやっていけるかどうか。そして、保安林でないところでできるかどうかというところがポイントになるんだらうと思っております。

具体的にどこが保安林の規制なくできるところなのか、実際にどういうところで採っていけるのか、その見立てを団体の方々と具体のお話をしながら、調整を図っていく必要があるんだらうと思っております。

委員から具体的な調整をするようにという御指摘がありましたが、私もそのように思っております。どんな枠組みがいいのか——既存の調整会議を使うか、新たなものになるかは少し検討させていただきたいと思えますけれども、10年という長いようで早いと思えますので、少しずつ進めていく必要があると考えております。

**中川委員** ぜひ具体的な対応をしていただくことをお願いし

ます。

それでは、通告に沿って質問したいと思います。

まず初めに、国営農地再編整備事業「水橋地区」について伺いたいと思います。

着工以来4年を迎えておりました、これまで投じられた事業費は約50億円、整備面積は今年の見込みを含めまして52.1ヘクタールと伺っています。全体総事業費260億円のうちでありますから、50億円は19.2%。そして、また総整備面積614ヘクタールのうち52.1ヘクタールは8.5%なんです。完成予定工期は令和15年でありまして、あと9年ということになるんですが、私は実際、工事は7年ぐらいでやらないと予定工期には終わらないんじゃないかなと思っています。このような進捗で本当に完成できるか大変心配です。どのような見通しであるのかお伺いしたいと思います。桶谷農村整備課長、お願いします。

**桶谷農村整備課長** 国営農地再編整備事業「水橋地区」については、令和3年度の事業着工から今年度までの4か年で、全体計画の614ヘクタールに対しまして、約50ヘクタールの圃場整備が進められてきたところです。

令和7年度からは、地区内で導入予定のICT技術や幅広畦畔、ターン農道等のスマート農業に対応した基盤整備についても現地で実証に取り組みながら工事を進められる予定です。

工事の受注者の確保につきましては、国で複数年工期の工事発注も検討されていると聞いており、事業の最盛期には年間80ヘクタールから90ヘクタールの工事の進捗が見込まれまして、それをしないと終わらないという状況です。

県といたしましては、工事を円滑に進めるため、天候の比較的安定した夏場施工に関する休耕等の対応や、換地計画の策定などに向けて、農業生産者や地権者等との調整を

支援するとともに、資材高騰や労務費の上昇等を踏まえまして、限られた事業費の中でしっかりと整備が進められるよう、公共残土の工事への活用などコスト縮減についても、関係市町とともに国をサポートしてまいりたいと考えております。

11月には、委員にも御同席いただきまして、水橋地区の国営土地改良事業促進協議会が農林水産省に予算の確保を要望されまして、国からは、令和7年度予算については補正予算と組み合わせて必要な予算を確保して、事業の進捗を確実に進めたいと聞いておるところです。

県といたしましては、事業を推進するに当たりまして、引き続き市町や土地改良区等と連携を図りながら、重要要望などの機会を捉えて、予算確保について強く働きかけてまいりたいと考えております。

**中川委員** この事業を進めるためには、もちろん地権者の換地計画をしっかりとやっていかなければいけないことが前提で、これは我々としてもしっかりとお願いしたいということ在地元に対して言っています。

いずれにしましても、今これだけ物価高騰とか、事業費が増えるんじゃないかとか、いろんなことがあるんですが、やっぱりきっちり予定どおり終わるということが大事だと思いますので、ぜひ県が休耕補償や市町村も含めて応援をしていただいて、前に進むようお願いしたいと思います。

次に、ソフト的なことなんですが、これまで令和4年6月の営農推進協議会の設立、また、昨年12月には水橋園芸導入推進チームが結成されて、モデル農業経営体ができ始めています。農業経営体をど真ん中に置いて支援していこうじゃないかということだと思います。

そんな中で、やっぱり大きな課題は、水稻だけではなくて、いわゆる高収益作物を作っていかなければいけないと。

その率は現在3%ぐらいなんですけど、それを約半分の50%ぐらいまで持っていかなければいけないと。本当に大丈夫なのかなということが最も心配なわけでありまして。

農林水産省においても、全国のモデル地区になるような取組をやってもらいたいということで、県と市が一緒になって、また、農協さんも含めてやっていこうという体制がようやくできた。これからは、前に進めていくためにどうやっていかなければいけないかという、一番大切なスタートアップの時期だと思います。

そんな中で、現段階ではどのような状況になっているのか、また、課題もたくさんあると思いますが、具体的にどのような課題があるのか。そして、その課題に向けて、今後どのように対応していくのか、県のお考えを吉島農産食品課長にお伺いしたいと思います。

**吉島農産食品課長** 水橋園芸導入推進チームでは、収益性の高い園芸生産に取り組むモデル経営体の育成や、新たな園芸生産者の確保、園芸産地マネージャーによる農地の利用調整や野菜の販路開拓、品目選定など、チーム会議を毎月開催しながら、国と県と市、またJAの関係機関が一体となって伴走支援に取り組んでいるところでございます。

今年度の状況ですが、モデル経営体におきまして、スマート農業を用いた野菜の大規模栽培体系を実証しましたところ、作業時間が慣行体系に比べまして、加工用トマトで36%という高い省力効果が確認できております。

また、担い手を対象としました野菜導入推進研修会や先進地視察研修会を開催しまして、タマネギ生産者が新たに2名増え、作付面積が6.5ヘクタール、前年度の約2倍に拡大しております。

一方で、この水橋地区では以前から園芸生産に取り組む実績がほとんどなく、園芸作物の栽培に不慣れで、その導

入にちゅうちよする生産者が多いということ、また特産として、品目の選定や省力機械、集出荷施設の整備なども含めまして、今のところ産地づくりの道筋が明確になっていないといった多くの課題がございます。

このため、担い手が意欲的に園芸生産に取り組むことができるように、モデル経営体による実証の成果も提示しながら、園芸作物導入のメリット、品目別の特徴等を丁寧に説明しますとともに、圃場整備の進捗に応じて園芸作物の生産計画、機械施設等の装備計画も含めた計画の策定と併せて、省力機械化体系や効率的な流通販売体制の整備など、生産から販売まで一貫した産地づくりに、引き続き伴走支援をしながら取り組んでいきたいと考えております。

**中川委員** 心配なのは、今までの実証実験は、3年間やってきて今年で終わりということになっています。やっぱり伴走支援をしていくためには、まだまだ実証実験も重ねていかないと、経営体にとって本当に大丈夫かどうかというのがなかなか分からないと、私は思うんです。そういう意味では、実証実験の期間をさらに延ばすと。もちろんできたところから実装に入ってもらいたいですが、実証実験を延ばしていくということも、ぜひ国に働きかけてもらいたいと思います。

それから、一番大事なのは機械化体系です。やっぱりこれまで汎用化されている機械の上に、この土地柄、土壌に応じた機械体系も必要です。それには、機械を改良したり、いろんな課題も多いと思いますが、取り組んでいかなければいけないと思います。

もちろん出口戦略として、どこに販売するか、どんなものが必要とされているかということについては、今人材もつけたわけなので、努力をどんどん進めてもらいたいと思います。

課題はありますが、国からは、経営体をど真ん中に置いてこれからやっていかなければいけないときに手伝えることあれば何でも言ってほしいと聞いていますので、ぜひそういうことをまとめて、全てはまとまらなくても、農林水産省のほうに働きかけをして、実証実験の延長ということで実装に至るまで伴走支援してもらうことを、求めています。国も、全国のモデル地区として考えているので、大いに言ってきてくれというようなこともおっしゃっている、そういうことを捉えて、課長にはぜひ対応していただきたいと思えます。お願いします。とにかく国営農地再編整備事業「水橋地区」は、本当に全国から注目されている事業ということなので、ぜひこれから伴走支援を強力にやっていただきたいと思えます。

次の質問ですが、農業経営体についてです。

今、人口減少問題を抱えて、いろんなところでこれから担い手不足がどうなっていくか、非常に心配であります。そしてまた、県内でも、全国的に各集落、あるいは各地域で地域計画をつくって、どこで農業を営んでいくのか、農地を確保していくのかといった観点から、将来計画を一生懸命立てようとしています。

しかし、私は、将来見通しというのは地域ごとにしっかりしたものをつくっていかないといけないと思えます。要するに、ただ漠然と農地を残すのではなく、誰がやるかというところに、やっぱり私は焦点を当てていくべきじゃないのかなと思えます。

委員長、資料を配っていいですか。

**安達委員長** 許可いたします。

**中川委員** まずは、岡田農業経営課長に、県下の農業経営体の2005年から2020年の推移の資料について、どのように分析されているのかお伺いしたいと思えます。

岡田農業経営課長 国の農林業センサスによりますと、本県の農業経営体数でございますが、2005年の3万2,290から、2020年には1万2,356ということで、この15年で約2万、率にして6割以上の減少となっております。

この内訳ですが、法人化していない家族経営などの個人経営体が約3万1,000から1万1,000と2万減少している一方で、法人経営体は313から762に増加しております。中でも集落営農が法人化しております農事組合法人が98から497ということで大きく増加しております。

この個人経営体が大きく減少した要因といたしましては、まず1つには、県がこれまで集落営農の組織化、法人化を強く推進してまいりまして、個人経営体が集落営農法人に集約されたという点が挙げられると思っております。

別の国の調査で、集落営農実態調査というものがございまして、法人化した集落営農の構成の数が、2005年では3,180戸、これが2020年には1万5,000戸ほどに増加しているということもありまして、個人経営体の減少分の内数としてカウントされているものと考えております。

もう一点、個人経営体の年齢構成を見てみますと、50代、60代の方の人数が大幅に減少しており、また、年代別の構成比を見てみましても、この50代、60代の方の県内農業者の数に占める割合が大きく低下しているという状況がございまして、これはやはり、とりわけ高齢によるリタイアに対しまして、後継者が追いついていないということが挙げられるのではないかと考えております。こうしたことにより、全体として農業経営体数の大幅な減少になっていると考えております。

一方で、面積・規模別の経営体数を見てみますと、2ヘクタール未満の本当に小規模な農家のところが2万7,000から9,000程度に大きく減少する一方で、30ヘクタール以

上を経営しておられる経営体が153から425と増加しておりまして、規模の大きい経営体への農地の集積が進んでいると見ております。

**中川委員** ちょっと私がつくった資料を御覧になっていただきたいんですが、まず、右の②ですが、これが今、課長もおっしゃった農業経営体規模別推移ということで、2005年をオレンジ、2020年をブルーにしてグラフ化したものです。これを見ると、やっぱり15年前は0.5から1ヘクタールが一番ピークで多かったんですが、それがぐっと圧縮されて青の線のようになっています。やっぱりこうやって見ると、2ヘクタール未満、あるいは30ヘクタール以上の変化が顕著に表れているのではないのかなと理解できると思います。

そこで、①は、この方たちの農地経営面積はどうなのかと。これはちょっと資料がなかったので、例えば0.5ヘクタールから1ヘクタールの面積を0.75として、経営体数を掛けたものを経営規模別農地面積と推定してみたわけですね。そうすると、多分、オレンジからブルーに移行しているわけですね。間違いなく。私の推定では、小さいところの合わせて2万ヘクタールぐらいの経営体が、この青い線のように変わってきていて、30から50ヘクタールぐらいのところが多分ピークになっているんじゃないのかなと、こう思うわけですね。

こういう姿を各市町村の皆さん方がどんなふうに理解しているのかなと私は思うんですね。そして各地域、あるいは各町内といいますか、集落といいますか、これがどうなっていくのかという危機感を持っていないと、次に前に進むことができないんじゃないのかなと。

課長が今おっしゃったとおり、個人経営体が2万ぐらい減っているという話とか、私が推計してみた面積でも、やっぱり2万ヘクタールぐらいの土地が移動しているんです

けれども、例えば10ヘクタール以上を境にして、そこに対してどれだけ経営体があるかなと考えると、多分、447経営体ほどで2万ヘクタールを担ったことになるわけです。ですから、大体1経営体当たり四、五十ヘクタールを担ってきて、吸収したり、あるいは大きくなったりしているんじゃないかと思うんです。

そこで、今後、この経営体が本当にどうなるのかということなんですが、0.3から3ヘクタールぐらいのところは、これまでの15年間で恐らく最も減少して、4割ぐらい激減しているんだらうと私は思うんです。

そして、経営体別の農業従事者がどれぐらいの年代なのかちょっと分からないと言われたので推定のしようがないのですが、ここが多分一番高齢化が進んでいるところで、これから廃止に追い込まれていくところじゃないのかなと思うんです。調べてみると、大体1万くらいあります。これがどれぐらい減るかによって、経営体の種類など、経営体がどんなふうに残っていくか推定できるんだと思いますけれども、私はその年齢構成などを推定すると、恐らく30から50ヘクタールぐらいの規模を中心として、7,000ぐらいは減って行って、残るのは二、三千ぐらいかなと思うんですよね。こんなように、どういう経営体が残るかを、それぞれ積み上げてみないとやっぱり分からないわけです。

今、私はちょっと推定したんですが、岡田課長のほうでは、将来、10年後、例えば経営体がどれぐらいになるのかという見通しをどのようにお考えでしょうか。

**岡田農業経営課長** 先月、農林水産省が2030年の農業経営体数を試算したものを公表しております。その算出方法を聞き取って、それを参考に算出してみましたところ、2030年の本県における農業経営体数は、2020年の1万2,000経営体から5,000程度減少して7,000経営体程度になるのではな

いかと考えております。

この試算に当たりましては、まず、法人等の団体経営体につきましては、これまでのセンサスでの法人等の伸びをベースに、また、個人経営体につきましては、仕事として主に自営農業に従事しておられる、いわゆる基幹的農業従事者の方の年齢構成を、2020年データを2030年にスライドさせたりして、一定の計算に基づきまして2030年時点の経営体数を一応はじき出したということでございます。

法人等の団体につきましては、2020年は1,025ございましたが、2030年には1,100程度になるのではないかと考えております。

一方で、個人経営体のほうは約1万1,000から、5割近く減の5,900程度になりまして、全体では2020年と比較して4割程度の減少と見込んでおります。

**中川委員** どれぐらい減るかは、それぞれの考え方の相違もあると思いますが、いずれにしても、私はもっと減るんじゃないかなと思います。ただ、そのときにどういう経営体が残るかということをやっぱり頭に入れて、これから政策を打っていかなければいけないんじゃないかと思います。

そこで、今、各地域で地域計画を策定されておりますが、この地域ではこういう状況なんだと見せることも大事だと思います。危機感を持って対策を練ってもらうためにも、ぜひ各地域に資料を出す、市町村にも出してもらうということをお願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

**岡田農業経営課長** 現在、地域計画については、来年3月までの策定期限に向けまして、今、最後の追い込みということで、各市町村で取り組んでいただいております。この計画策定に当たりましては、地域の実情を熟知しておられる関係者が主体となって、おおむね10年後の地域農業の姿、

具体的にどの土地に誰が何を栽培、生産するかということ  
を御検討いただいております、その中で、県の農地中間  
管理機構の職員なども同席したりして必要な助言を行って  
きたところですが、地域で議論する際に、今、委員から御  
提示いただいたようなデータを分かりやすくグラフにして  
示しながら、その地域の皆さんにしっかりと認識していただ  
くというのは、やはり大変重要だったのではないかなと  
今となっては考えております。

現在、ほとんどの地域で今月中にこの協議が終了しまし  
て、年明けには事務的な、例えば関係機関への意見照会で  
ありましたり、2週間の公告縦覧といった手続に入らざる  
を得ませんので、今回の第1回目の策定というところでは  
なかなか厳しいのですが、この計画は3月に立てた計画が  
全てではなくて、これがあくまでスタートでして、国から  
も、この計画は最低年1回地域でしっかりと話し合いを続け  
ながら、必要に応じてその計画をブラッシュアップするよ  
う強く言われております。

ですので、今後計画を見直す場面において、今、委員か  
ら御提示のあったデータなどをしっかりと示していきたい  
と思いますし、次の農林業センサスが来年2025年でござい  
ますので、最新のデータを用いてしっかりと地域に還元し  
ながら、今後の担い手なり、地域農業の将来をしっかりと  
認識していただくよう取り組んでまいりたいと考えており  
ます。

**中川委員** 私はやっぱり、どういう経営体が残るかによって、  
例えば農業水利施設はどなたが負担していかなければいけ  
ないかとか、あるいは今70代、80代で頑張っている人もた  
くさんおられますが、やっぱり若い世代にどうやってタイ  
ミングよく渡せばいいかといった意識づけが非常に大事だ  
と思うんですね。せっかく担い手となろうと思った人たち

がいてもタイミングを逃してしまって、早くやっておけばよかったなということにならないような地域計画をつくって、前へ進んでいただければいいんじゃないかなと思っていますので、ぜひまたよろしくお願いします。

それでは、最後の質問ですが、富山県人口未来構想本部会議を実施してきて、大体これでまとまったということで方向性を示しておられます。これまで津田部長、金谷部長もこの会議に出ておられますが、どのような議論があって、これからどういう考えでもって進めようとされているのか、お考えを伺っておきたいと思っておりますので、両部長、よろしくお願いします。

**津田農林水産部長** 11月13日に開催されました第5回の会議では、農林水産部の現状と課題についてお話をさせていただきました。

具体的には、まず現状として、担い手では、特に基幹的農業従事者で70歳以上が約65%を占め、他県より高齢化が進んでいること、それから農山村の現状は、国の資料では、総戸数が9戸以下の農業集落では農地の保全を含む集落活動の実施率が急速に低下するとされておりますが、本県では全国と比べても、中山間地域で9戸以下の農業集落の割合が高いこと、それから国内マーケットが今後縮小していくということを示した上で、課題として、人口減少下にあっても食料安全保障や国土の保全等の観点から、必要な農地、生産者、農業インフラ等を維持していく必要があると整理をしたところです。

その上で、人口減少に対応する現在の施策と今後の方向性について、1点目が担い手の確保・育成、2点目が生産性の向上、3点目が販路の拡大、付加価値の向上、4点目が成長産業化の4つの切り口で重点的に取り組むということを提示したところであります。

議論としては、時間も限られていたこともありまして、私の発言に対しては他部局から特段の意見はなかったのですが、例えば地方創生局から説明のあった地域おこし協力隊の活動状況、商工労働部から生産性の向上や新産業創出に向けた今後のポイント、土木部からもインフラマネジメントの今後の取組の方向性などが示されましたので、今後いろいろと参考にしたいと思っております。

今後の対応としましては、総合計画、農業・農村振興計画を今年度ぐらいから準備を始めて、来年度から検討を進めていくことにしておりますが、その際には、今ほどお話がありました、農業経営体や農地の動向、経営体の収益状況などのデータをしっかり踏まえて、議論を進めていきたいと思っております。

**金谷土木部長** 議題を「人口減少社会への適応について」とした第5回の会議で、土木部からは、人口減少社会とはどんな社会かということ念頭に、具体的にはインフラをつくる人、インフラを使う人、それからインフラをマネジメントする人がそれぞれ減る社会になるということを見据えて、それでも、今も含め、将来も土木に求められる真の役割というのは何かということをもまず考察した上で、その際に生じる課題の一端を、国の事例や今後の取組も併せてお示ししたところです。

具体的には、人口が減った後の社会でも真に土木に求められる役割について、1つ目にインフラが効果を発揮できるようにしていくこと、2つ目に激甚化・頻発化する災害にあらかじめ備えること、3つ目にそれでもやっぱり起きてしまうであろう災害への応急対応や復旧・復興と整理し、この役割を果たしていくためにはどんな視点が要るかということ、担い手を確保する、技術力を連携していく、そして、新しい技術、ICTを活用していくという方向性を

お示ししました。それぞれの具体的な中身は、また資料を見ていただければと思います。

そのあと意見交換がありまして、土木に特化した内容につきましては、やはり他部局からは特段意見はなかったところではありますが、D X、I C Tの導入は推進すべきだという御意見だったり、生かせていない人材を生かす取組についての御意見は頂いたところでもあります。

現在進めているバックオフィス業務のD X化、それから電子契約の導入などがさらに広がることで、業界全体としても新しい労働力を生かすことができなにか、今後、建設業協会などの意見も聞きながら、方向性を検討していくことが一つかと思っております。

また、あわせて、総合計画へも位置づけをさせていただきながら、議論も深めてまいりたいと考えております。

**中川委員** 機械的な人口推計で、2060年には62.5万人になると示されています。お願いしたいのは、今の状態からいくと、農林水産業に携わる人、あるいは土木業、建設業に携わる人が何人になっているかということ、まず推計すべきだと思うんですね。先ほどの経営体の話でもありましたが、実際どうなるのかということを見ないと、今おっしゃったように、つくる人、維持管理する人がおるわけですから、実際に推計して示さない限り、抽象的な言葉で終わってしまうんじゃないかと思うんです。

そういうことを積み重ねていって総合計画というのとはできるわけです。ただつくっても、それを実現させていくのは行政だけではできませんから、やっぱりこれは県民ぐるみで危機意識を持った上で進めていかないと、今みたいに担い手不足がいたるところで起きているわけです。それは、必要がないと思っているから仕事に就かないわけでしょう。この県土農林水産の皆さん方が、まさしく私たちが生きて

いくために必要な、エッセンシャルワーカーと言われる基礎的な部分を担っておるわけです。ただ関係人口を増やせばと言っても、誰がその関係人口を支えていくのか、これを考えるのがやっぱり大事だと思うんです。そして、それが子どもたちの職業教育にも反映され、結ばれていくと。

ですから、どの仕事も嫌だとか好きだとかじゃなくて、なぜ必要なのかということを理解して、じゃ、自分は得意だからそういう職に就いていかなければいけないなと思ってもらう必要があります。それでもやはり、人口が減っていけば、当然ICTなどを使いながら自分たちの仕事をリードしていく必要があります、初めてそういうものを役立てていかなければいけないなという意識になっていくと思うんです。そういうことがない限り、ただ10年後、20年後の総合計画をつくってみたって、実現性のあるものじゃないということなんですね。

だから、私も自分なりにこうやってデータを集めて推計してみましたが、産業別でも図化、見える化をして、県民に分かってもらう。あるいは、庁内、市町村でも分かってもらう。こういう積み上げだと思うんですよ。それがなかったら、いくら総合計画をつくっても、つくっただけになってしまうんですよ。それぐらい日本は、富山県は厳しい状況にあるんです。今おっしゃったようなこと、恐らくまだ全然やっておられません。計画を見たら、抽象的な言葉で挙がっているだけ、国の考え方が漠然と並べてあるだけだと思うんです。それではやっぱり駄目だと思うので、ぜひ、具体的な数値を示す中で、やっていただきたいと思います。

そして、そのことを我々議員にも、この委員会などを通じて、実際こうなるんだと事あるたびに示していただきたいと思います。それが総合計画、また、県民の幸せにつな

がっていくんじゃないかと思えますし、共有してやっ  
ていかなければいけないと思っていますので、ぜひそのこと  
をお願いして私の質問を終わります。

**菅 沢 委 員** もう12時を回りましたが、中川委員の非常に勉強、  
調査した鋭い分析と指摘で、時間を感じませんでした。で  
きるだけ要点を絞ってと思っているんですが、実は昨日の  
予算特別委員会の議論がありまして、液状化対策について、  
これはもうちょっと議論させてもらいたいなというところ  
が、昨日家に帰りましてからふつふつと湧いてまいりまし  
た。ちょっとお許しをいただいて最初に取り上げさせてい  
ただきたいと思えます。

昨日、金谷部長は、非常に熱心に丁寧に御答弁いただ  
いたのでありますが、最後のほうで、能登半島震災に伴う液  
状化対策が順調に進んでいるというような御発言があつて、  
私は部長をはじめ関係者、氷見市役所の関係者もそうです  
が、一生懸命に対応されていることは本当に敬意を表し尊  
敬いたしますが、ただ、順調に進んでいるとおっしゃられ  
ると、ちょっとどうかかと。

つまり、この液状化対策の要は、知事にも大変大きな決  
断をしていただいた宅地液状化等復旧支援事業なんですよ  
ね。これは6月補正で県単事業として11億5,000万円もの  
大きな予算が計上されているんです。これは私は非常に評  
価できると思うのであります。そして、もう一つの要は、  
御存じのとおり、国の補助事業で面的に実施される公共事  
業、宅地液状化防止事業です。

宅地液状化等復旧支援事業の実施状況ですが、関係5市  
の実施状況を見ましても、また、昨日はあえて、これはか  
なり乱暴と言えそうです。予算の執行状況が今の  
時点で4%、5,000万円ぐらいしか執行されていないとい  
うことを申し上げて、部長もお認めになっておられました。

そんなことも含めて、私は問題、課題が極めて大きいと思っています。

この液状化対策は、能登半島地震からの多くの住民の生活再建、住宅再建と地域復旧・復興の要の事業なんですよ。その事業がこのような現況であることについて、私は強い問題意識と課題意識を改めて持つわけであります。

したがって今日は、昨日の繰り返しになると悪いんですが、やっぱりこの液状化対策の実施状況、今申し上げました県単の宅地液状化等復旧支援事業の実施状況と予算の執行状況について、今日の段階でもう一回しっかり押さえておきたいと思います。大西建築住宅課長、いかがですか。課長には、この予算特別委員会と、今日の質問も含めて大変無理をさせてしまうわけでありますが、本当に一生懸命対応いただいていることに感謝申し上げながら、改めて伺います。

**大西建築住宅課長** 今ほど御紹介のありました宅地液状化等復旧支援事業ですけれども、これは6月補正で予算化をいただきまして、7月1日から県及び被災地で同時に始めたものであります。

11月末現在、これは昨日金谷部長からもお答えしておりますけれども、相談件数とすれば364件、交付申請数は67件になっております。うち、氷見市におきましては相談件数が157件、交付申請件数が20件という状況となっております。

**菅沢委員** 相談件数とおっしゃいますが、事業の対象として想定される件数、一部損壊も含めた被災者というのはもう一回押さえておく必要があるんじゃないかと思っています。被災状況は、氷見市では、全壊、一部損壊以上は約6,700棟、全県では約2万2,400棟になるわけで、一部損壊以上が対象ということになると、想定される棟数をしっかり抑

えた上で進めるべきです。

相談件数が現在のところ364ですから、2%にもならないような状況じゃないですか。

**大西建築住宅課長** 今ほど御紹介のありました住家の被害件数ですけれども、危機管理局から出ております11月29日時点の数字をおっしゃられたと理解をしております。全壊が259、半壊、これは大規模、中規模も含んだ数字だと思っておりますけれども、805、合わせて1,000余りになります。

液状化というのは、今さら申し上げるほどでもないですけれども、地盤が沈下したり、地盤が傾斜するというところで、これはやっぱり住宅に与える影響というのは非常に大きいと考えております。

市町村から、具体的に液状化被害が何件という数字はいただいておりますけれども、今ほど申し上げました被害の特性から考えますと、今言いました全壊と半壊、1,000余りの大部分は液状化に関するものではないかと推測しております。

**菅沢委員** 液状化対策の想定棟数としては、全県で1,000件超えるわけですね。その中で相談件数が364ということですので、3割ぐらいしか相談に至っていないという状況も含めて、私はまだ数の押さえ方に不十分さがあるのではないかと思います。つまり、液状化の実態の具体的な把握、対策についての住民の意識、課題への相談体制、液状化対策もある意味では周知徹底が地域でまだしっかり進んでいないということの証明でもなかろうかと私は理解しています。

課長がおっしゃるように、地域で液状化の被害がどの程度及んでいるのかの具体的な把握ができておらず、氷見でも実は実態をしっかりと押さえられていないと。エリアとしては押さえるけれども、その中に2,000戸近くあるわけで

す。氷見の6町、60ヘクタールの地域の中に2,000戸。その中に半壊以上が140戸近くあるわけですけれども、全体の液状化の実態そのものがしっかり押さえられていない、一戸一戸どういう状態かちゃんとした把握ができていないというのが現状です。これはしっかりお認めいただいて。今後の対策の出発点ですから。いかがですか。

**大西建築住宅課長** すみません、こちらのほうで押さえているわけではございませんので、公表されていない以上は、詳細ははっきりとは分かりせん。

液状化対策のPRについては、これも繰り返しになりますけれども、よく委員ともお話しさせていただくこのパンフレットを7月1日に合わせて、県、市町村同時に出しております。氷見市かどうかは別でありますけれども、建築住宅課に相談に来られる方々については、やっぱりこのパンフレットを持ってこられますので、一定程度浸透してきていると思っております。引き続き、氷見市とも連携してやっていきたいと思っております。

**菅沢委員** 現在、氷見市の検討の中では、実態把握が不十分だという認識のもとで、調査員の——市の職員も含めてでしょう、目視による戸別の噴砂や沈下状況の把握をもっと徹底する必要がある。また、三次元レーザー測量による沈下状況の把握と空撮による被災確認が必要である。つまり、科学的に、具体の現状をつかむということ。さらには、罹災証明の発行対象だけで、氷見の場合7,000件近くになるんじゃないかと思いたしますが、1次調査、2次調査を参考にした被災状況の確認が必要である、といった議論がなされています。

その上で、今後の液状化対策の工法や事業の検討に当たっては、ボーリング調査は発災後3か所しかやっておりませんが、さらに追加で実施する必要性を認めています。

過去に公共事業等を実施した際の地下調査の資料はあるにしても、極めて不十分だという認識の上で、現状をしっかりと押さえる必要があります。これは氷見だけじゃなくて、県下関係5市が議論を始めていますが、みんな同じじゃないかと思います。被災の状況は市町村で戸数など違いがありますから、一概には言えませんが。

そこで、その上に立って、先ほど予算の執行状況にも触れたんですが、11億5,000万円の宅地液状化等復旧支援事業は、私はこれは本当に評価できると思いますが、残念ながらこの執行率は、全県でも67棟、18%しか進捗していません。氷見の場合は20棟にすぎませんで、12%と。しかも、これはエリアの中では1件もないということですね。

参考までにお尋ねしたら、一部損壊は県下に1か所あったということで、一部損壊も対象になるというのは非常に英断というか。具体的な事例がどうなるかということに私は関心があるのですが、お話では、具体的には建物は傾斜したりしないで地盤全体がすたとんと沈下した事例だと。それをジャッキアップして家屋全体を上げたんでしょかね、どういうやり方が行われたかは分かりませんが、地盤を改良した事例が1件あったというお話でした。

そういう意味ではこの事業は、具体事例で、非常にきめ細かく実情に沿って、例えば技術支援など、様々な弾力的な運用が問われる事業ではないかなと感じたりしております。

次に話を進めますが、そこで大事な問題は、いわゆる面的に実施される公共事業に伴う宅地の復旧事業です。このことに関連して、二、三お尋ねします。

昨日も議論はあったのですが、まず、この事業の採択の要件について、改めてお尋ねをしておきたいと思います。これは国からも示されておりますけれども、どのよ

うなものがありますか。

**大西建築住宅課長** 今ほど言われたように、国土交通省から、宅地液状化防止事業の要件について示されております。

読み上げになりますけれども、当該宅地の液状化により公共施設、これは道路、公園、下水道、河川もろもろになりますけれども、こうした施設に被害が発生するおそれのあるもの。各市で取り組んでおられます変動予測調査などにより、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000平米以上の一団の土地の区域であり、かつ区域内の家屋が10戸以上であるもの。また、公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われると認められるもの、この3点がこの事業の要件となっております。

**菅沢委員** 今度の発災後、富山県の場合は、氷見市、富山市、高岡市、射水市、滑川市において、液状化対策の事業が検討されておりますので、その地域ということですね。そこでは、例えば3,000平米と今の採択要件の10戸以上とか、そういう要件にかなうところは、区画的に何か所も、もう検討されているんですか。

**大西建築住宅課長** 具体的には、富山市1か所、高岡市3か所、氷見市1か所、射水市1か所、滑川市1か所です。高岡市と氷見市においては面積が大きいものですから、1か所でありましてけれども、工法をやるに当たって工区分けということも、可能性としてはあり得るかなと思っております。

**菅沢委員** 被災状況として、それぞれの箇所が国の採択要件に合致するという事なんだろうと思いますが、今、各市で、11月、12月議会が開かれておって、新聞報道などで論議も伝わってまいりますけれども、今朝の新聞では、射水市では新湊の港町を対象にして、工法の検討は6年度末までに、住民説明は令和7年度中に実施したいという大きな

記事が出ておりました。同じような記事が高岡市、富山市、氷見市でも続いております。

こういった各市の動きについて、県がどういう関わり方をしているのか。例えば、氷見市では独自で液状化対策の検討委員会が開かれて、そこへオブザーバー参加しているということのようですが、各市ともそうなんですか。

**大西建築住宅課長** 今、検討委員会が公式に立ち上がっているのは氷見市だけでありまして、県もオブザーバーとして参加しているところです。ほかの市は立ち上がっておりませんので、月1回の情報交換会を設けている状況です。

**菅沢委員** 関係議員からも聞いたりしておるわけですが、一番早いのは富山市のような印象を受けます。富山市の場合は、この5月から現地の実態調査等が進められており、蓮町5丁目で26戸が対象になっているようですが、事業の可能性や概算事業費、効果や課題をおおむね取りまとめた上で、今月中に住民説明会に入るといった状況のようです。県の関わりも分かりました。

今後、このいわゆる面的な公共事業の段取り、具体的にはどういうふうに進んでいくのでしょうか。例えば、富山市では、5月以降、ボーリング調査等の実地調査が進んでいると。氷見の場合はまだ実態把握が十分じゃないという状況であります。例えば、事業計画の取りまとめと概算事業費の積算、住民説明会、国への事業計画の提出や採択、事業の基本計画、実施計画、そして工事の施工というような段取りですね。

熊本県の例を聞くと、1区画だけでも6年ぐらいかかっており、8区画ぐらいあって、100億を超える事業費になっておるようですが、今後の流れはモデル的にはどうなるんですか。

**大西建築住宅課長** 今、富山市の例でお話いただきましたが、

私たちも12月に蓮町5丁目の説明会に入るという連絡を受けております。私はそこに参加するわけではありませんけれども、富山市の担当課から説明をされると聞いております。

今後の流れですけれども、これは熊本市の例を富山市に当てはめる場合、工法や概算事業費をこういう形でやるとお示しして、仮にこれが地下水位低下工法ということでありましたら、それに伴ってこういう段取りでやっていきますという説明をして、一定の住民の同意が得られた後に、どこか1か所で試験的な地下水位低下工法を実施すると。それで、地下水がしっかり下がったことを確認し、再度住民の方にその結果をお示しした上で実施していくという認識でおります。国への交付申請等は、住民合意が整った時点だと私は理解しております。

先ほど私、宅地液状化防止事業について、住民同意のことは何も申し上げませんでした。元々この事業は住民同意8割という要件がありましたけれども、令和4年度にこの要件がなくなっております。なので、行政がやると言えはできないこともない制度にはなっておりますけれども、やっぱりこれは住民合意がないと事業が成立しないと思っておりますので、仮に富山市や氷見市でそういうことをやるとなると、住民合意は100%を目指してやっていかれるものだろうと思っております。そうした中で、この面的整備や面工事が行われるものだと思っております。

**菅 沢 委 員** 今、いろいろお話があったんですけれども、私は住民合意は大前提になるように思います。氷見の場合でも、栄町、新道地区で三十数戸の方々が期成同盟会というか、事業の実施に向けた住民組織を立ち上げておられると聞いております。その結束がしっかり固まっているということ、氷見市でも評価をして、先ほどの答弁であった氷見の

1 か所として、今、事業実施へ向けての努力が続いているわけでありませう。

この液状化対策事業は、住宅を再建して住まいを継続するというコミュニティーの存続、継続が大前提になります。液状化対策の中で再発防止も行われていって、そこでの暮らしに将来展望を持とうということですから、コミュニティーの存続、住民の方が安心して住まいを続けていただくことが中心でありまして、そういう意味では関係の皆さんに参加いただくことが、私はやっぱり大事にしていかなければならない観点だろうと思っております。まず最初に、そういう住民合意を取るための丁寧な手続があるんじゃないかと思っております。その上で、工法の選定と、あなたがおっしゃった実証実験も始まって、その後実施設計から着工と、国の採択という段階も経ていくわけでありませうが、相当、五、六年はかかると。1区画の事業費はどの程度かを、お尋ねします。

**大西建築住宅課長** 事業費ですけれども、熊本市近見地区では8工区に分かれておりまして、全体でたしか130億円ということでありませう。1区画では、これは面積が様々でありますので、工区ごとの事業費は把握しておりませうけれども、全体としてはそのような規模になってくると思っております。

**菅沢委員** 私が関心を持っておるのは、住民の合意が大事ということと、相当年月がかかるとのことです。5年、6年、みんなしっかり待てるのかなという。後でちょっと触れますけれども、そういう意味では非常に住民の理解と希望というか、根気を持たなきゃならん仕事だなど。対応する行政の皆さんも大変だと思いますね。

少し氷見の具体例でお話を申し上げたいと思っておりますが、今、栄町、新道地区の三十数戸の1区画としての公共事業

による液状化対策の検討が始まっております。氷見市液状化対策検討委員会が開催されており、液状化のエリアとされるものがありまして、氷見の6町、面積は約60ヘクタールになります。このエリアの中で、現在は1区画が手を挙げているということなんでしょうけれども、県はこの検討委員会にオブザーバーとして参加をしておられますが、年度内に第3回が開かれるかどうか、見通しが立たんような状況のようですね。

そういう状況も踏まえると、氷見の場合は、富山市のような進捗状況ではありません。年内に住民合意が取れるとか、工法についての説明がしっかりできるという状況ではなさそうです。また、いわゆる事業計画が年明けにまとまるとか、その中で概算事業費が示されるということも、今の流れからすればなさそうですね。随分と遅れているような印象を受けるわけですが、何か原因を聞いておられますか。工法の問題ですか。

**大西建築住宅課長** まず、委員は富山市の話もされましたけれども、富山市は工法を提案される段階でありまして、住民合意はこれからだと思っています。

氷見市におきましては、2回目の検討委員会である程度工法を決めようというところでありましたけれども、データが足りないというような新聞報道もあり、流れているところだと認識をしております。3回目の検討委員会は、確かに言われるように年明けになるのではないかなと推測しておりますけれども、今、富山市が12月に工法や概算事業費等をお示ししたということでありまして、仮に氷見市が1月に工法委員会で工法が決定されたとするならば、2月くらいに地元説明ということになるのかなと思っています。

氷見市は2か月遅れくらいで、半年、1年という遅れではないという認識を持っています、専門家による工法委

員会も立ち上げておられ、科学的にデータに基づいて工法を決めて進めていかれるとっております。

**菅 沢 委 員** どういう工法が選定されるかについては、私は液状化対策の専門的なことはよく分からない面もありますが、地下水位低下工法、格子状地中壁工法など、モデル的な工法はもう示されていて、私の印象ではそんなに難しく、大論争になるようなことではなさそうだと思っています。むしろ大事なのは、幾つかの工法を選ぶに当たっての基礎的な地質調査、例えばボーリング調査とか、先ほどの三次元レーザー測量とか、よく分かりませんがね。専門家からも、そういう幾つかの材料の提供を求められているようであります。

私も実は、大西課長とこの議論をするときに、ちょっと勉強しないとついていかれるんと思って、岩波書店から10年ほど前に出た「液状化の脅威」という早稲田大学教授の濱田政則さんが書かれた本を読みました。これは東日本大震災後に出た、ある意味では液状化のバイブル的な本だと聞いております。

この中で、液状化がどういうところで、どんな条件の下で、どういう形で起きるかということや、基本的な対策方法もちゃんと示されておりますが、工法はそんなに難しい問題ではなさそうなんです。例えば氷見で、宅地液状化等復旧支援事業を20戸で実施しておられますけれども——エリアの中にはありませんよ、市の周辺地区です。個別具体的には聞いておりませんが、下がった家屋をジャッキアップして、その下にくいを打って支えるとか、そこに盤をつくるとかで、やっていますからね。そんな難しい問題はないような印象を受けます。

むしろ問題は、この地域の人口の減少や、高齢化が著しいことで、高齢化世帯が多いところや、既に被災地を離れ

る所帯も多いんです。まちの周辺なんですけれども、元々空き家が多くて、コミュニティーの維持が困難だと言われている地域なんです。こうした地域状況を考えたときに、せっかく三十数戸でやろうとまとまったけれども、だんだんいろんな状況の変化とか、将来展望を考え、家族で相談したりしている中で、その結束がだんだん緩くなってきている。どうも、前向きな、積極的な意欲というものが、この発災直後や、この夏頃までの雰囲気とちょっと違ってきているんじゃないかとおっしゃる方が何人もおられます。

私は、そういう意味では、工法の検討と同時に、地域の状況をもっとしっかり把握して、さっき同意を取る必要があるという話をしましたけれども、住民をつなぐような、希望を持ってもらうような動きをつくっていかないと、なかなか難しいんじゃないかという印象を強く受けておりますが、いかがですか。

**大西建築住宅課長** 液状化対策は、やっぱりこの面工事をやることによって、その地域で継続して進んでいくことができ、土地の資産価値も維持されるということで、大変大切な事業だと思っています。

氷見市におきましても、県も連携しながら、面工事の重要性をずっと伝えているところでありまして、引き続き連携してやっていきたいと思っております。

**菅沢委員** 部長、今回の予算特別委員会でもちょっと議論して、今も改めていろいろと聞いていただきましたが、一生懸命やっていることはよく分かる一方で、順調に進んでいるとは私は思えないんです。

大西課長といろいろ議論してまいりましたが、やはり問題点がどこにあって、課題が何なのかということ、そして、せっかく県下のあっちこっちで面的な公共事業への意欲があって、自治体、行政もそれに対応して努力をしているの

で、県としてそれをどう受け止めて、具体的にどう支援をしていくのか、技術的支援ということだけではなくて、もっと寄り添って考えていく。例えば先ほどの宅地液状化等復旧支援事業の平均事業費は57万円ということで、せっかく上限を700万円近くとして財源が用意されているのに執行率が4%では非常に残念です。そういう意味では、県としても、弾力的な運用の在り方や技術的な支援など、様々なことをもっと具体的に自治体、関係市に寄り添って考えていく必要があるんじゃないかと思っっているんですが、いかがですか。部長にお尋ねします。

**金谷土木部長** 液状化対策については、やはり長く時間のかかることだというのは、他県の事例、また委員からも御指摘があったとおりで思っております。

生活再建を進めていただくためには、各家屋の復旧だけでなく、地域の方々が、地域の将来の方向性をよく考えていただいた上で、その実施の可否を御検討いただくことが、まず大事だろうと思っております。

実際に面的な対策を行う際に、住民同意は国の要件ではなくなりましたが、実際工事に入ったり、お隣近所の方々の家の前を工事していくことになりまして、場合によっては宅地の下も工事をするということもあります。工法にもよりますが、そういう状況が1年や2年でなく長くかかっていくことを考えると、紙の上の合意は必要なくても、地元の方の同意と言いますか、御理解を得ないと、とてもじゃないけれどもできないことは、これまでの事例を見てもそうですし、市町村の方々を入れた説明会でもお示ししております。

それについては、御理解をいただいていると思っておりますし、地域の方々がよくお考えになった上で判断いただくことだろうと思っております。そのための選択肢を、私たちは丁

寧に御説明しながらお示しし、地域の復旧の方向性が決まった段階で、それぞれお持ちのお宅を具体的にどう復旧するかということが決まっていくんだろうと思っています。その際の耐震化だったり、復旧に関する支援もお示しをしております。

やっぱりどうしても時間がかかる話にはなると思いますので、地域、市町村だけでなく、個人の方々へも寄り添った対応というのが大事だと思っており、そのように努めてまいりたいと考えております。

**菅 沢 委 員** 私は、やはり県単の宅地液状化等復旧支援事業、700万円近くを上限にした補助制度はいい制度だと思いますが、この活用がまだまだ徹底されておらず、件数が少ない。したがって、市町村、関係市と一緒にさらに周知を図って、業者の確保からなかなか困難なようではありますが、業者の確保と具体的な運用について個々の相談者に対する技術的な支援などを行うとともに、その弾力的な運用について、県も含めて関係市ともっと協議をして対処なさったらどうかと強く思っていますが、いかがですか。

**金 谷 土 木 部 長** これまでも、具体的な選択肢をお示しするために、先ほどお示ししたパンフレットはもちろんですけれども、個別具体の相談会みたいなものもさせていただいております。氷見市ではたしか、年内にもう一回あったかなと思っておりますけれども、そのような説明会を通じて選択肢をお示しして、一軒一軒被災の状況も家族の状況も違いますので、お話をお伺いしながらになるのかなと思っております。こんな具体の支援がありますよということをよく御理解いただいて対応できるように、PRに努めてまいりたいと思っております。

**菅 沢 委 員** ありがとうございます。それで結構です。

もうやめろという意見もあるので、通告していた質問は

見送ります。今日は大事な質問をやめて、突然昨日の続きをしてしまって申し訳ありません。

今朝も氷見ではブリが、2,000尾は揚がっていませんがずっと大量が続いておりまして、3万尾近くになっておりますね。浜値でどれぐらいか。店先ではキロ当たり2,000円から3,000円で、皆さん、お買物なさらないと分からないかもしれませんけれども、ブリの値段としては、部長、極めて安いんです。大漁で非常に消費者に届きやすくなり、お店へ行って1キロや2キロは買う人もいないかもしれませんが、それぐらいの値段です。

今朝も市役所でいろいろ聞いたりしたんですけれども、震災でちょっと元気のない雰囲気の中で、このブリの大漁は非常に賑やかな話になっております。ブリというのは焼いても煮ても刺身にしても、しゃぶしゃぶなんていう食べ方も最近はやっております、おいしいです。また県政多忙な年末続きますけれども、皆さんも頑張ってお過ごしください。

**鍋嶋委員** もう1時も近づいておりますので、簡潔に終わらせたいと思います。

先ほど川島委員からも話がありましたが、私も日曜日に曾我ひとみさんの話を聞いてきました。1978年に突然拉致され、2002年までの24年間の北朝鮮での壮絶な生活について生の声を聞いて、本当に人権を無視した国があるんだなと、非常に怒りを覚えたところであります。

そして、今、北朝鮮人権侵害問題啓発週間ということで、私も昨日見てきたんですけれども、富山市役所の1階で、拉致問題に関する展示会をしておられます。黒部川の河口で見つかった水中スクーターの実物が置いてあったり、拉致された方々のパネルが置いてあったり、そして横田めぐみさんのアニメ、25分ぐらいのものが放映されています。

また、富山城の天守閣は27日までブルーリボンにちなみ青色に光っているということです。

一日も早く全員が帰国できることを皆さんとともに願い、思いながら質問に入りたいと思います。

では、最初に、富山県における転作作物の大半を占める大豆、その中でも「エンレイ」から替わった「えんれいのそら」についてです。

令和2年産から、今まで主力だったエンレイが品種改良されまして、えんれいのそらに大幅に切り替えされ、現在栽培されているところですが、当初からなかなか難しい特性がある品種ということで、8月の気候に結構左右されるのではないかという話を聞いております。それとともに、今までのエンレイは乾いてくるとすぐはぜていたところ、なかなかはぜづらいということが非常にいいのではないかと言われたんですけれども、やはりはぜづらいということは薄皮がくっついてくるとということで、薄皮がくっついたまま乾燥させると汚損粒につながり、どうしても収量が落ちてしまうという話を多く聞きます。

こういった話は、生産者だけではなくて、その種をつくっている採種組合からも聞いておりますが、このえんれいのそら、いいと思って作り始めたものですがけれども、問題が出てきているということで、再度の品種改良、または現在別の品種について考えていることがあれば、山崎農業技術課課長にお聞きしたいと思います。

**山崎農業技術課課長** 大豆栽培におきましては、近年の温暖化、夜間の高温化、特に最低気温が高く推移したことから、全国的に青立ちや成熟の遅れ、小粒化が生じているところ です。

副委員長御指摘のとおり、本県の6年産大豆の収穫時期につきましては、8月中旬の子実肥大期以降、登熟期まで

の気温が高く推移したことから、成熟期の遅れや一部で青立ちが発生するなど収穫作業に影響が見られたところです。

また、小粒化や収量低下の要因といたしましては、7月中旬の開花期以降の高温により植物体での消費が多く、さやの中の粒に移行する養分が少なかったことなどが考えられているところです。

このため、令和7年度の作付に向けましては、生育過剰とならないよう土壌条件や土壌診断に基づき適正な施肥量とするほか、さやの数を確保し、収量、品質の向上につなげるため、高温干ばつ時は降雨だけに頼らず、積極的に畝間かん水を実施するなど、重点技術対策として生産者へのきめ細かな情報提供と現地指導に努めていくこととしております。

一方、さやがはじけやすく収穫ロスが多い、粒がやや小さいなどの欠点があるエンレイに代わる大豆の品種選定に当たりましては、実需者ニーズの動向なども踏まえながら、国や特定の県で改良された品種につきまして、本県での栽培適性・比較試験を実施しておりますけれども、粒が小さい傾向であったり収量が確保できないことであったりなどで、現段階ではえんれいのそらに代わる有望品種は見当たらない状況となっております。

大豆につきましては、本県の水田農業の基幹作物として生産振興を図っており、実需者ニーズが高い国産大豆の安定供給が求められていることから、各地区の農業技術者協議会等と連携し、気象や生育状況に応じた的確な技術対策を徹底いたしまして、収量、品質の向上に向けて取り組んでまいります。

**鍋嶋委員** 今年も非常に悪かったと聞いている中で、良い人もいて、10アール当たり250から300キロぐらい取れたということですので、各農林振興センターで様々な意見をと

まとめていただければ。やはり品種改良はなかなか難しいと思うので、どう作った人がうまくいったのかをとりまとめて周知することで、少しでもいいものが作れるようにできるのかなと思います。

どうしても、田植えが終わった農家から播種に入るので、5月に播種する人もいれば6月に播種する人もおります。3か月天気予報などを見ながら、暑くなりそうだったらこの時期にしてくれとか、そういったことをもうちょっと徹底することで、多少はよくなるのかなと思っております。

それとともに、やはり次の品種をもう考えていくべきではないかと思っておりますので、またよろしく申し上げます。

では、次の質問に移りたいと思っております。

今回の定例会でも、有機農業に関する質問が出たところであります。安達委員長からも、有機農業に関する質問がありましたが、そうした生産物を使ったオーガニック給食に対する期待が高まっている中、有機農業の拡大を図る上で、有機JAS認証の取得が有効となると考えております。

富山県で申請しようと思うと、新潟県にある認証機関にお願いするわけではありますが、申請費に加え、旅費、宿泊費等が、多いところでは20万円から30万円ぐらいかかるということで、県としましては、上限5万円までの補助はしておりますけれども、とても依頼できる金額ではないと聞いております。

石川県では、県自体で認証機関を持って認証していることを踏まえ、富山県でも円滑に取得できるよう何か取り組んでいくのか大田農業技術課長にお聞きいたします。

**大田農業技術課長** 有機JAS認証を取得すれば農産物に有機JASマークが表示でき、高額での販売が期待できることから、有機農業の拡大を図る上で認証取得は重要と考えています。

今ほど副委員長から御指摘のあったとおり、県では認証取得を促進するため、取得に必要な経費の一部を5万円を上限として助成しておりまして、県内では、令和6年3月末時点で、有機農業者89経営体のうち20経営体がこの認証を取得しております。

現在、県ではほかにも認証取得を目指す経営体をサポートできるよう、普及指導員や市町村職員を対象に有機JAS指導員研修会を毎年開催しておりまして、認証制度の概要や検査時の圃場での確認ポイントなどを指導できる人材を育成しているところです。

また、有機JAS認証の取得につきましては、有機農業の取組を始めてから2年間が必要となっておりますので、この間は農作物の販路が不安定となりやすくなっております。このため県では、この期間内の農産物を学校給食で活用し、生産者を販売面で支援する市町村に補助しているところでもあります。

県としての認証制度は、まだ導入はしておりませんが、今後ともこのような取組を通じて、市町村とも連携しながら有機農業の拡大に向けて、有機JAS認証の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

今、有機農業アカデミーを含めまして裾野の拡大も進めておりますので、そういった取組を通じて、まずは有機農業を始める人を増やすということで、人材の育成も進めながらやっていきたいと思っております。

**鍋嶋委員** そうですね、どんどん普及させるためにも、やはり石川県のように県で認証できるようになれば、さらに増えるのではないかと思いますし、それがオーガニック給食につながっていくのではないかと思いますので、またよろしく願いいたします。

やはり1つ売れても何十円、何百円の薄利多売な仕事で

ありますので、認証取得などの経費が負担にならないよう、県のほうでも付加価値を高めて販売するために力を貸していただければと思っております。

**安達委員長** ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

## 5 行政視察について

**安達委員長** 次に、閉会中の継続審査事件のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**安達委員長** 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。